

* 令和8年度 軽自動車税のお知らせ *

- ◆ 令和8年4月1日から、「軽自動車税（環境性能割）」が廃止され、これに伴いこれまでの「軽自動車税（種別割）」は「軽自動車税」に名称変更されました。
- ◆ 軽自動車税は、毎年度4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合でも、本年度は課税されます。また、月割り還付の制度はありません。

◎原動機付自転車・二輪車等の税率（年額）

車種区分		税率	車種区分		税率
原動機付自転車	総排気量 50cc以下 ※	2,000 円	軽二輪	総排気量 125cc超 250cc以下	3,600 円
	特定小型原動機付自転車	2,000 円	二輪の小型自動車	総排気量 250cc超	6,000 円
	総排気量 90cc以下	2,000 円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	総排気量 125cc以下	2,400 円		その他	5,900 円
	ミニカー	3,700 円	※総排気量が 125cc 以下かつ最高出力 4.0kw 以下のものを含む		

◎軽四輪車等の税率（年額）

- ◆ 自動車検査証に記載されている『初度検査年月』に応じた税率が適用されます。

※初度検査年月とは、自動車検査証に記載されている最初に車両番号の指定を受けた年月のことです。

車種区分			①旧税率	②標準税率 (新税率)	③グリーン化特例(軽課)の税率		④重課税率
					電気軽自動車・天然ガス軽自動車（H21年排出ガス基準10%低減又はH30年排出ガス基準適合） 概ね 75%軽減	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度基準達成車（★） 概ね 50%軽減	
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	—	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	—	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	—	4,500 円
三輪	—	—	3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円 (乗用営業用のみ)	4,600 円

①旧税率

『初度検査年月』が平成25年4月から平成27年3月以前の車両
重課税該当年度まで据え置きます

②標準税率（新税率）

『初度検査年月』が平成27年4月以降の車両

③グリーン化特例（軽課）の税率

『初度検査年月』が令和7年4月から令和8年3月までのもので、一定の環境性能を有する車両

④重課税率

平成25年3月以前の車両（『初度検査年月』から13年を経過した車両。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ハイブリッド軽自動車、被けん引車等は対象外です）

（★）排出ガス性能の要件については裏面参照

初度検査年月は自動車検査証のこの欄をご覧ください

自動車検査証		令和×年×月×日	軽自動車検査協会		1234567891012
車両番号	沼津 580 ん 1000	初度検査年月	自動車種別	用途	型式指定番号
		令和7年10月	軽自動車	乗用	10123
			乗用	自家用	4050
車名		車体の形状			
×××					
車台番号		箱型		燃料の種類	
AB12C-3456789		ガソリン		総排気量又は定格出力	
型式		原動機の型式		前軸重	
DEF-AB12C		G3H		550kg	
乗車定員		最大積載量		車両総重量	
4人		-kg		970kg	
		車両総重量		長さ	
		1130kg		339cm	
				幅	
				147cm	
				高さ	
				164cm	
使用者の氏名又は名称					
沼津 太郎					
備考					

環境性能は自動車検査証記録事項の備考欄をご覧ください

◆③グリーン化特例（軽課）とは

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、下記の環境性能を有する車両は、**令和8年度分に限り**軽課税率が適用されます。

※令和7年度に軽減を受けた車両は、令和8年度の軽減はありません。

対象車・要件等		軽課割合
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス基準適合）		概ね75%軽減
ガソリン車、ハイブリッド車で、平成17年排出ガス基準75%低減 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度基準達成車	概ね50%軽減 （乗用営業用のみ）

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証記録事項の備考欄をご覧ください。 ※標準税率（新税率）に対する軽減率です。

◆三輪及び四輪以上の軽自動車の税率区分早見表

初度検査年月	課税年度(令和)													
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
平成25年3月以前														
平成25年4月～平成26年3月	①旧税率				④重課税率									
平成26年4月～平成27年3月	①旧税率				④重課税率									
平成27年4月～平成28年3月														
平成28年4月～平成29年3月														
平成29年4月～平成30年3月														
平成30年4月～平成31年3月	②標準税率 (新税率)													
平成31年4月～令和2年3月	②標準税率 (新税率)													
令和2年4月～令和3年3月														
令和3年4月～令和4年3月														
令和4年4月～令和5年3月														
令和5年4月～令和6年3月														
令和6年4月～令和7年3月														
令和7年4月～令和8年3月														

◆お知らせ

軽自動車税の納付を口座振替されていない場合、沼津市税口座振替申込（依頼）書を同封しております。「軽自動車税（種別割）」と記載されている箇所につきましては、「軽自動車税」と読み替えて下さい。

◆よくある質問

- Q1** すでに廃車したはずなのに納税通知書が届いたのですが？
A1 毎年4月1日に所有されている方に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更をされた場合、その年度の税金はあなたにかかります。
- Q2** 税率が以前より高くなりました。なぜですか？
A2 三輪及び四輪以上の軽自動車については、上記の表のとおり、初度検査年月に応じて税率が決まります。初度検査年月から13年を経過すると、経年重課となり税率が高くなります。一例としては、四輪の乗用自家用車の場合、昨年度は7,200円であっても、今年度は12,900円となる場合があります。
- Q3** 年度の途中で廃車した場合、月割り還付はありますか？
A3 軽自動車税は年額です。月割り課税ではないため、月割りの還付はありません。
- Q4** PayPay等で支払うと車検用納税証明書は郵送されますか？
A4 キャッシュレス決済を利用して納付された場合、車検用納税証明書は郵送されません。車検でお急ぎのときは、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

◆令和5年1月から車検時の車検用納税証明書の提示が原則不要になりました。

軽自動車検査協会で、納税情報が電子的に確認できる「軽JNKS」が令和5年1月からスタートし、車検時の納税証明書の提示が原則不要となります。

ただし、以下の場合は従来どおり「紙の納税証明書」が必要となる場合がありますのでご注意ください。

- ・納付直後のため、納税情報が登録されていない場合
- ・対象車両に過去未納がある場合
- ・名義変更直後の場合 など

<軽自動車税に関する問合せ先>
 沼津市市民税課 法人・諸税係 055-934-4734

<軽JNKSに関する問合せ先>
 沼津市納税管理課 管理係
 055-934-4730